

賃金等の変動に対する工事請負契約書第 25 条第 6 項
(インフレスライド条項) の運用について

1 適用対象工事

- (1) インフレスライド条項の請求は、2 (3) に定める残工期が 2 (2) に定める基準日から 2 ヶ月以上あること。

2 請求日及び基準日等について

- (1) 請求日：スライド変更の可能性があるため、発注者又は受注者が請負代金額の変更の協議（以下、「スライド協議」という。）を請求した日とする。
- (2) 基準日：請求があった日から起算して、14 日以内で発注者と受注者とが協議して定める日とし、請求日とすることを基本とする。
- (3) 残工期：基準日以降の工事期間とする。

3 スライド協議の請求

発注者又は受注者からのスライド協議の請求は、書面により行うこととし、その期限は直近の賃金水準の変更から、次の賃金水準の変更がなされるまでとする。